

議案第18号

山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部改正について

山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

施設の状況や利用形態の変化等に伴い使用料を改めるため、山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町緑仙峡フィッシングパーク条例の一部を改正する条例

山都町緑仙峡フィッシングパーク条例（平成17年山都町条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

1 入場料

小学生以上1人	200円
---------	------

」を「

1 入場料

小学生以上1人	500円
---------	------

」に、「

4 キャビン使用料

(1) 通常期間

1棟1人1泊	4,000円
1棟2人1泊	7,000円
1棟3人1泊	8,000円
1棟4人1泊	9,000円
1棟5人1泊	10,000円

」を「

4 キャビン使用料

(1) 通常期間

1棟1泊	10,000円
------	---------

」に改め、同表に次のように加える。

5 テント持込料

テント持込	1, 500円	一張り
タープ持込	500円	一張り

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山都町緑仙峡フィッシングパーク条例(平成17年条例第129号)新旧対照表

現行					改正後（案）						
別表第2(第13条、第18条関係)					別表第2(第13条、第18条関係)						
1 入場料					1 入場料						
小学生以上1人					200円	小学生以上1人					500円
2 施設使用料(ふるさとの家工作工房)					2 施設使用料(ふるさとの家工作工房)						
使用時間	研修室	工作工房	厨房	摘要	使用時間	研修室	工作工房	厨房	摘要		
3時間以内	300	400	200		3時間以内	300	400	200			
3～5時間	400	500	300		3～5時間	400	500	300			
5～8時間	500	600	400		5～8時間	500	600	400			
夜間5～9時	600	700	500		夜間5～9時	600	700	500			
本焼窯使用料	大焼 600円 中焼 500円 小焼 300円(1個当たり)				本焼窯使用料	大焼 600円 中焼 500円 小焼 300円(1個当たり)					
注 1時間単位の使用料とし、1時間に満たないときは1時間とみなす。					注 1時間単位の使用料とし、1時間に満たないときは1時間とみなす。						
3 ログバンガロー使用料					3 ログバンガロー使用料						
1棟1泊					4,000円	1棟1泊					4,000円
4 キャビン使用料					4 キャビン使用料						
(1) 通常期間					(1) 通常期間						
1棟1人1泊					4,000円	1棟__1泊					10,000円
1棟2人1泊					7,000円						
1棟3人1泊					8,000円						
1棟4人1泊					9,000円						

1棟5人1泊

10,000円

注 3泊以上の連泊の場合は、20%割引とする。

(2) 前号の表にかかわらず、金曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日並びに7月20日から8月31日までの使用にあつては、1棟1泊12,000円とし、1人につき1,000円(小学生は500円)を加算する。

注 3泊以上の連泊の場合は、20%割引とする。

(2) 前号の表にかかわらず、金曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日並びに7月20日から8月31日までの使用にあつては、1棟1泊12,000円とし、1人につき1,000円(小学生は500円)を加算する。

5 テント持込料

テント持込	1,500円	一張り
タープ持込	500円	一張り